

## 昭和63年度 沖縄海区漁業調整委員会開催状況

	開催日時・場所	議 題	内 容
第1回	S63.5.24 水産会館	(1)漁場計画案について(漁業法第11条第1項に基づく、知事からの諮問)	昭和63年5月23日付け諮問された漁場計画案について、公聴会を開催し利害関係人の意見を聴くこととなった(日程は事務局へ一任)
		(2)栽培基本計画について(沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項に基づく、知事からの諮問)	昭和63年5月17日付け諮問された栽培基本計画案について協議した結果、異議がない旨決議された
公聴会	S63.6.14 平良市漁協会議室	定置漁業、特定区画漁業及び区画漁業に関し沖縄県知事免許に係る漁場計画について	公述人なし
	S63.6.15 八重山職員会館	定置漁業、特定区画漁業及び区画漁業に関し沖縄県知事免許に係る漁場計画について	公述人なし
	S63.6.16 東町会館	定置漁業、特定区画漁業及び区画漁業に関し沖縄県知事免許に係る漁場計画について	公述人なし
第2回	S63.6.16 東町会館	漁場計画案について	諮問のあった漁場計画案について、公聴会の結果等に照らし審議した結果、異議がない旨決議された。
第3回	S63.8.11 水産会館	漁業権免許申請に係る適格性、優先順位等の審査について	141件の申請のうち「免許しない場合」に該当するもの、特別決議を得ていないものはなく各申請者とも総ての要件を適正に充足していることから、諮問案に異議がない旨決議された(優先順位については競願がないため審査は不要)。
第4回	S63.10.13 ホテルレインボー	(1)会長互選	会長互選の結果、会長に長嶺氏、副会長に西島氏が選出された。
		(2)浮魚礁の敷設承認について	本部漁協ほか6者から提出されている合計16基の浮魚礁敷設承認申請について承認された(承認累計154基)。
		(3)浮魚礁の敷設及び利用に関する沖縄海区漁業調整委員会指示について	浮魚礁の敷設の承認制等を定めた沖縄海区漁業調整委員会指示(昭和60年11月5日付け)の有効期限が昭和63年11月4日となっていることをうけ、引続き同指示を発することとなった。
		(4)浮魚礁をめぐる県外近海かつお漁船との漁業調整問題について	水産庁が仲介となって関係漁業著間で調整が進められている同問題について事務局から調整経過が報告された。
第5回	S63.12.26 水産会館	(1)共同漁業権共有請求の認可について(漁業法第14条第4項の規定による知事からの諮問)	昭和63年12月13日付け諮問された共同第7号共同漁業権共有請求認可申請の件(宜野座村漁業協同組合から知事へ昭和63年10月3日付け提出)について審議した結果、異議がない旨決議された。
		(2)浮魚礁の敷設承認について	渡嘉敷漁協ほか3者から提出されている合計8基の浮魚礁敷設承認申請について承認された(承認累計155基)。
		(3)県外底魚一本釣漁船の取扱について	全国的に自由漁業となっている同漁業は本県では許可漁業となっており、関係漁協からは県外船の取り締まりの要請がある。一方県外船の操業は復帰前からのものであり、許可申請がなされた場合許可せざるを得ない。昨年委員会では関係漁業者の意向を調査のうえ再審議することとなっていたが、調査結果では同漁業への取組みの違いにより意見がまちまちであったことから、再度対応策を各漁協と調整することとなった。
第6回	S63.2.23 水産会館	(1)いるか漁業に係る沖縄海区漁業調整委員会指示について	同漁業をめぐるっては国内的、国際的に様々な動きがあることから、本海区におけるいるか資源の保存管理並びに同漁業の存続を図るため、漁業法第67条第1項に基づき、同漁業を承認制とする委員会指示を発することとなった。
		(2)いるか漁業の操業実績を有する者に対する承認手続きについて	同漁業は他の漁業との調整上の問題等もないことから、委員会指示の2に規定する承認の対象者からの申請に関しては、事務局の決済手続きにより承認することとなった。